

内共第5号第5種共同漁業権 行使規則

市川水系漁業協同組合連合会

(目的)

第1条 この規則は、市川水系漁業協同組合連合会（以下「市川水系漁連」という。）の有する内共第5号第5種共同漁業権（以下「内共第5号」という。）の管理及び行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 内共第5号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ、ふな、いわな、に じます、こい漁業	手釣・竿釣	市川水系漁連内の組合の地区に住所を有する組合員であること。
	網	市川水系漁連内の組合の地区に住所を有し、2年以上組合員であること。
あまご漁業	手釣・竿釣	市川水系漁連内の組合の地区に住所を有する組合員であること。
うなぎ漁業	手釣・竿釣・ かご・漬け針	同上

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、第6条に規定する漁場の区域を所管する組合（以下「関係組合」という。）の理事は、関係組合が所管する区域の水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	手釣・竿釣	1本	別表(1)、(2) の区域を除く区域	5月26日から 12月31日ま での期間内で関 係組合の定める 公示期間内
	網	網目20mm以上	同上	

あまご漁業	手釣・竿釣	1本	別表(1)の区域を除く区域	3月1日から 9月30日まで
にじます	手釣・竿釣	1本	同上	1月1日から 12月31日まで
	網	1統	別表(1)、(2)の区域を除く区域	
うなぎ漁業	手釣・竿釣 かご・漬け針	理事会の決定した 統数	同上	1月1日から 12月31日までの期間内で関係組合の定める 公示期間内
その他の漁業	手釣・竿釣	1本	同上	1月1日から 12月31日まで
	網	1統	同上	

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合、関係組合の理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。
- 3 関係組合の理事が第1項ただし書の制限をする場合は、関係組合の総会及び市川水系漁連の理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 関係組合の理事は、第2条に規定する漁業ごとに、行使区域、行使期間その他内共第5号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

2 関係組合の理事が前項の定めをする場合は、関係組合の総会及び市川水系漁連の理事会の決議によらなければならない。

(漁場の区域)

第6条 次の表の左欄に掲げる組合が所管する漁場の区域は、右欄に掲げる区域とする。

組 合 名	漁 場 の 区 域
市川生野漁業協同組合	市川(小野大橋より上流) 栃原川(朝来市・神河町境より上流) 倉谷川・白口川
長谷漁業協同組合	栃原川(朝来市・神河町境より下流から市川合流部まで) 犬見川(市川合流部から上流)
寺前漁業協同組合	小田原川(市川合流部より上流)
越知川漁業協同組合	猪篠川(市川合流部より上流) 越知川・追上川
岡部川漁業協同組合	岡部川(市川合流部より上流)
市川本流漁業協同組合	市川(恒屋川・市川合流部より上流から猪篠川合流部まで) 甲良川・尾市川・七種川・西谷川・雲津川・平田川

(特定漁場)

第7条 漁場区域のうち別表(2)に掲げる区域は特定漁場(以下「特定漁場」という。)とする。

2 特定漁場においては、組合員であっても遊漁料に相当する行使料を納付しなければ漁業を営んではならない。

(全長等の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
にじます	全長12センチメートル以下

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第9条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年1月末までに、組合に報告しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第10条 内共第5号の維持管理に要する経費にあてるため、関係組合は内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員に対し、行使料を納付させることができる。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は、関係組合の総会でそれぞれ定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に内共第5号の行使をさせないことができる。

2 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

別表(1) 禁止区域

地区名	区 域	期 間
生野	市川の朝来市生野町生野ダムサイドの上流600メートルの点から同ダムサイドの下流700メートルの点に設定した標識までの区域	1月1日から 12月31日まで

別表(2) 特定漁場

漁場名	ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
越知川	神崎郡神河町根宇野、根宇谷川えん堤から上	1月1日から	あまご
特定漁場	流500メートル地点までの区域	12月31日まで	にじます

内共第5号第5種共同漁業権 遊漁規則

市川水系漁業協同組合連合会

(目的)

第1条 この規則は、市川水系漁業協同組合連合会（以下「市川水系漁連」という。）の有する内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者が行う当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、いわな及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第5条に規定する遊漁の区域を所管する組合（以下「関係組合」という。）に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステム（ただしオンラインシステムを導入の組合のみ。以下同じ）で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出しなければならない。
- 3 関係組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により（第7条に規定する特定漁場の場合は第9条第4項の方法により）組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
手釣・竿釣	1人1本に限る
網	網目20mm以上
かご・漬け針	関係組合が定めて公表する統数

- 2 前項の公表は、関係組合及び関係組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、関係組合のウェブサイト（ただし、ウェブサイトを導入の組合のみ。以下同じ）にて公表するものとする。
- 3 網による遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域及び右欄に掲げる期間内とする。

区 域	期 間
黒川 朝来市生野町魚ヶ滝、魚ヶ滝キャンプ場にある水測場から同町同市黒川、梅ヶ畑1号橋までの区域。	8月第3日曜日
栃原川 朝来市生野町・神崎郡神河町の市町堺から朝来市生野町菖蒲沢橋までの区域	9月30日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、 にじます	1月1日から12月31日まで
うなぎ、	1月1日から12月31日までの期間内で関係組合が定めて公表する期間内
いわな、あまご	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、関係組合及び関係組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、関係組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁区域)

第5条 次の表の左欄に掲げる組合の遊漁を行うことのできる区域は、右欄に掲げる区域とする。
なお、各組合の区域を越えて遊漁行う場合は、それぞれの区域で遊漁料を納付しなければならない。

組 合 名	遊 漁 の 区 域
市川生野漁業協同組合	市川（小野大橋より上流） 栃原川（朝来市・神河町境より上流） 倉谷川・白口川
長谷漁業協同組合	栃原川（朝来市・神河町境より下流から市川合流部まで） 犬見川（市川合流部から上流）
寺前漁業協同組合	小田原川（市川合流部より上流）
越知川漁業協同組合	猪篠川（市川合流部より上流） 越知川・追上川
岡部川漁業協同組合	岡部川（市川合流部より上流）
市川本流漁業協同組合	市川（恒屋川・市川合流部より上流から猪篠川合流部まで） 甲良川・尾市川・七種川・西谷川・雲津川・平田川

(禁止区域)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
市川の朝来市生野町生野ダムサイドの上流600メートルの点から同ダムサイドの下流700メートルの点に設定した標識までの区域	1月1日から 12月31日まで

(特定漁場)

第7条 漁場区域のうち次の表のア欄に掲げる区域で、イ欄の期間、ウ欄の魚種を対象とする遊漁を行う漁場を特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

漁場名	ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
越知川	神崎郡神河町根宇野、根宇谷川えん堤から上	1月1日から	あまご
特定漁場	流500メートル地点までの区域	12月31日まで	にじます

(全長等の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
にじます	全長12センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 関係組合の遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒又は肢体不自由者等の対象者に対する割引額は、関係組合が定めて公表する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1日当たりの2分の1を加算した額とする。

漁業協同組合名等	漁具・漁法	魚 種	遊漁料	
			1日	1年
市川生野	手釣・竿釣	あゆ・にじます・あまご	2,000円	8,000円
		こい・ふな	500円	2,000円
	網	あゆ	5,000円	—
(市川生野) 銀山湖のみ	手釣・竿釣	にじます・こい・ふな	800円	4,000円
長谷	手釣・竿釣 かご・漬け針	あゆ	3,000円	10,000円
		あまご	2,000円	5,000円
		うなぎ	—	5,000円
寺前	手釣・竿釣	あゆ	3,000円	10,000円
		あまご	2,000円	5,000円
	手釣・竿釣 かご・漬け針	こい・ふな	500円	2,000円
越知川	手釣・竿釣	うなぎ	—	5,000円
		あゆ	3,000円	10,000円
		あまご	2,000円	5,000円
岡部川	手釣・竿釣	こい・ふな	500円	2,000円
		にじます・あまご	3,000円	5,000円
	手釣・竿釣・かご	うなぎ	—	3,000円

- 2 遊漁料は、関係組合が別に定め公表する遊漁券販売所又は関係組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 前項の公表は、関係組合及び関係組合が委託する遊漁販売所に掲示するほか、関係組合のウェブサイトにて公表するものとする。

4 第7条に規定する特定漁場の遊漁料及び納付場所は、次表の通りとする。

特定漁場	漁具・漁法	遊漁料		納付場所
		大人	小人	
越知川	竿釣 (1人1本に限る)	3,300円	2,300円	神崎郡神河町根宇野 越知川特定漁場管理事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 関係組合は、第2条第1項の承認を行った場合は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項及び第4項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。